

SAICHU

闇バイトは 割に合わない?

WEBで応募した仕事がもし闇バイトだったら…

「デロゲーション」って何?

経済界が狙う労働法の破壊

バリアフリーを広めよう!

～障害者差別解消法～

フリーランス保護新法が 施行されました

熱血弁護士「これは言いたい」
面会交流の難しさ

ナンバノホンダナ

退所のご挨拶

No.
80

本誌を
持参で

初回法律相談料
(30分)

無料

当日ご提示の方のみ
とさせていただきます



闇バイトは割に合わない？

WEBで応募した仕事がもし闇バイトだったら…

弁護士 丹野 駿吾



1 「闇バイト」事件

最近ニュースを賑わせている話題として、いわゆる「闇バイト」関連の事件があります。

インターネットで仕事を探している人に対して、「未経験でも即日高収入な仕事」等と仕事の中身を伏せた上で勧誘し、実際には強盗や振り込め詐欺のかけ子（詐欺電話の実行犯）をさせる、というものです。

今回は、闇バイトがいかにかコスパの悪いバイトなのかということ、万が一応募してしまっても後戻りはできるのだということを知ってもらいたいと思います。

2 闇バイトのコスパの悪さ

昨今は、とにかく「コスパ」、「タイパ」重視です。いかに簡単に、効率的に、時短で稼ぐか、利益を得るか。私だつて願わくばそうしたいところですが、それが悪いとは思いません。しかし、この闇バイトというもの

のコスパは最悪です。

(1) 闇バイトは、ただの凶悪犯罪

闇「バイト」などと呼称されていますが、これは、ただの犯罪です。そして単なる犯罪ではありません。凶悪犯罪です。故に、刑罰がとて重いのです。

闇バイトでよく見られる犯罪の量刑についてまとめてみましょう。

- 強盗殺人・強盗致死
死刑又は無期懲役
- 強盗致傷
無期又は6年以上の懲役
- 強盗
5年以上の懲役
- 詐欺
10年以下の懲役

これらの罪には罰金刑がなく、懲役刑のみです。逮捕されてしまつて裁判になれば、刑務所に入る可能性は高いです。逮捕されるリスクも、闇バイト実行犯については高くなつていきます。

(2) 闇バイトは割に合わすぎる

闇バイトの具体的な「仕事」は、実際に人に電話をかける、または会つて騙す、お金を受け取る、家に侵入して強盗をする等という行為です。これらの行為は、被害者に顔や声を認識される上、犯罪を実行する過程で、必ずどこかの防犯カメラに映りますし、通信記録も残ります。このように、闇バイトで行う「仕事」とは、犯罪の過程から最もリスクの高い行為だけを抜き出したものになります。

闇バイトの募集では、「リスクは低い」、「逮捕されることはない」などと謳われていますが、全くそんなことはありません。もしも、闇バイトの実行犯として捕まつたとしても、上層部は証拠が残らないようにしています。犯罪組織が闇バイト実行犯を守る必要はありません。いわば、闇バイトの実行犯は、犯罪集団にとつて「使い捨ての駒」です。

そんなリスクの高い行為について

3 闇バイトを見抜く難しさ

闇バイトに加盟してしまつたことを避けるためにまず重要なことは、闇バイト募集であることを見抜くことです。

しかし、最近の闇バイトは、普通のバイトと見分けるのが困難になってきています。少し前でしたら、闇バイトの募集に「受け子」（特殊詐欺でお金を受け取る役割）、「出し子」（特殊詐欺で銀行に振り込ませたお金を出金する役割）、「叩き」（強盗する役割）等という隠語を使つての応募が多く、少し知識があれば「ヤバイ仕事」であることは、すぐに分かったのですが、最近では、そのような分かりやすい表現も使われず、一般の仕事と区別のつかない表現での募集も多くなつてきています。

そうになると、応募段階で、闇バイトであること見抜け、と言われてもなかなか難しい人もいると思いますし、社会経験が浅い人ですと、身分証を提出させられるということに違和感を抱かないかもしれません。
SNSで気軽にやり取りをして仕事をすることは、もはや珍しいことではないので、「闇バイトに応募をしない」ということは、意外と難しいことかもしれません。

4

応募してしまっても後戻りはできないのか

闇バイトに応募をする際には、顔写真と住所が分かる身分証をあらかじめ提出させられることがよくあります。そして、そのような自分の身分が分かるようなものを提出してしまうと、「もう後戻りができない」とよく言われます。

もし、自分がその時点で闇バイトを抜けた場合に、自分や家族に何をされるか分からない、実際に、「やっぱりやめた」と申し出ても、「やめたら報復をする」と脅されてしまうからです。

よって、闇バイトには、とにかく応募しないことが大事だ、闇バイトを普通のバイトときちんと見分けられるようにしよう等と注意喚起が

されています。
しかし、これは、昨今ではなかなか難しいかもしれないということは既に述べた通りです。
よって、より大事なものは、「応募してしまっても後戻りができるのだ」ということを知っておくことです。仮に、闇バイトに応募してしまった、身分証も出してしまったという状況であっても、大丈夫です。すぐに警察に連絡してください。

5

途中で抜けたら報復されるか

応募してしまった人が、「闇バイトから抜けられない」と感じるのは、身分が割れてしまっているので犯罪集団から何か危害を加えられるかもしれないと思うからです。実際に、そのような脅しを受けるようです。

しかし、「抜けられない」というのは錯覚です。途中で抜けた場合、本当にそのような危害を加えられる可能性はあるのかというと、これは、極めて可能性が低いです。

犯罪集団の目的は、お金です。お金だけです。いかに警察に捕まるリスクを低くした上でお金を稼ぐか、ということが犯罪集団の最大の関心事になります。そこを前提に考えると、闇バイトから抜けた人に対し

て報復をするということは、無駄どころか犯罪集団の足がきやすくなるリスクの高い行為になるので、まずやりません。
犯罪集団にとって、闇バイトはただの使い捨て要員です。使い捨て要員のために、わざわざ時間、コスト、リスクをとろうという発想にはなりません。
よって、身分証を出してしまった後でも、大丈夫です。後戻りは可能です。すぐに警察に相談をしてください。

6

お金を理由に犯罪をする必要はない

最近、闇バイトから抜けた人がその報復を受けたかのではないかと、というニュースがありました。しかし、その人は、どうやら闇バイトの前金としてお金を貰ったにもかかわらず、連絡を絶って、そのままバックれた人のようなので、例外事例と考えてよいでしょう。

とにかく、覚えておいてもらいたいのは、住所がバレていても、身分証を出してしまっても、途中で抜ける方ははるかに安全です。そして、安全性を高めるためにも、すぐに警察に相談しましょう。

闇バイトに手を染めてしまう人の

言い分は、みなさん、「お金が無い」ということです。生活に必要な支払いができなくて、追い詰められて闇バイトの応募をしまったという人もいます。

しかし、お金のために犯罪をする必要は全くありません。

まず、「借金の支払いをしなればいけない」というお金の悩みに対しては、債務整理の手続きをすれば解決ができます。どうしても返済ができない時には、自己破産という選択があります。よく自己破産をする「人生終わり」みたいなイメージを持たれている方もいるのですが、それは誤解です。自己破産をすることによる生活上のデメリットは、そこまで無い方が多いのです。債務整理の相談については、初回無料で行なっている法律事務所も多いので(当事務所もそうです)、借金に悩んだら、まず弁護士に相談することをお勧めします。

その他、例えば、仕事に就けなくて「生活するためのお金が無い」というお金の悩みについても、生活保護を申請するなど、セーフティネットの制度が整えられています。

少なくとも、ここ日本においては、お金を理由に犯罪をする必要は一切ないのです。そのことだけでも、よく覚えておいて頂けたらと思います。

「デロゲーション」って何？

— 経済界が狙う労働法の破壊

弁護士 小内 克浩



を意味する単語)の導入を主張しています。

「働き方改革関連法」の施行から5年が経過することを踏まえ、厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」で労働法制の見直しの議論が進んでいます。経済界は、同研究会を通じて、労使の合意により労働基準法の労働時間に関する規制を外すことができる「労働時間デロゲーション」(※「デロゲーション」は、もともととは規制の逸脱や適用除外

を意味する単語)の導入を主張しています。経団連は、2024年1月、『労使自治を軸とした労働法制に関する提言』を発表しました。この提言は、現在の労働基準法は工場労働が前提となつている古い制度であり、働き方が多様化している現代にはそぐわないという認識のもと、「労使自治を重視」し、「法律制度をシンプル」にするとして、過半数労働組合がある企業については、労使の合意により労働時間に関する規制を外すことができる範囲を拡大することを主張しています。また、過半数労働組合がない企業についても、「労使共同協議制」という労働者が参加する組織を作り、労使の合意により労働時間に関する規制を外すことができる制度の検討を主張しています。

現在の労働基準法では、労働時間は1日8時間、週40時間が原則であり、これを超えて働かせる場合には時間外割増賃金(いわゆる残業代)を支払わなければなりません。しかし、経団連

の主張が実現すれば、使用者と労働者が合意することにより、残業代を支払わずにいくらでも働かせることができるようになってしまいます。

労働者に不利な働かせ方になるのであれば、労働者側が同意しなければよいのではないかと考える人がいるかもしれませんが、話はそう簡単ではありません。まず、過半数労働組合がある企業であっても、その労働組合が会社の「言いなり」になってしまつていて、労働者のために十分機能していないところも少なくはありません。業界単位で会社横断的に労働組合が組織されている欧州とは違い、日本は会社ごとに労働組合が組織されていて、組合役員経験者が会社の役員に出世するような運用がされているケースすらあり、労働組合のチェック機能は欧州に比べて構造的に脆弱です。そして、過半数労働組合がない企業では、現状でも、会社の息がかかった人物が就業規則の変更や36協定締結のための「労働者代表」となり、

大半の従業員は、誰が労働者代表になっているのか、会社との間でどのような内容の協定が締結されているのか知らないといったことがまかり通っています。このような状況で、労使の合意があれば労働法の規制を外せる制度を導入するのは極めて危険といえます。

そもそも、現在の8時間労働制は、20世紀初頭に、1日24時間を3等分し

て、「仕事に8時間を、休息に8時間を、家族との団らんや社会的活動に8時間を」という考え方に基づいて世界的に確立したものです。働き方が多様化したとしても、生身の人間ですから、休息時間を削つて長時間労働を続ければ、過労死や過労うつが発生してしまいます。したがつて、現代でも法律による労働時間規制は必要であり、労使の合意があれば「定額でいくらでも働かせてよい」ということにはなりません。

日本の生産年齢人口の大多数は労働者であり、労働者を不利に扱う法律をあからさまに作ることは、民主主義の下では本来は困難です。そのため、政府や経済界は、労働者に不利な法律を作るときは、耳障りの良い言葉を使つて、肝心なところは分かりにくくしようとしています。「デロゲーション」という分かりにくい言葉が使われ、「多様な働き方」、「労使の話し合いを重視」といった耳障りの良い言葉が散りばめられているのはそのためです。

私たちは、そのような言葉の背後にある真の狙いを見抜き、「労働者を不利に扱う法律はいらぬ!」、「危険な法律を強行する政府は取り替えるべきだ!」と声を上げていく必要があります。

LAW

バリアフリーを 広めよう！

障害者差別解消法

障害者差別解消法とは

「合理的配慮」とは、障害者差別解消法が、行政や事業者により、障害のある人に対して提供するように求められている配慮のことです。

障害者差別解消法は、2013(平成25)年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。同法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じ「合理的配慮」をするものとしています。

これらのうち、「不当な差別的取扱い」の禁止に関しては、国・地方公共団体等及び民間事業者共に法的義務とされてきましたが、「合理的配慮」の不提供の禁止は、民間事業者に対しては努力義務にとどまっていた(なお、法改正前から民間事業者の雇用分野での合理的配慮は障害者雇用促進法により法的義務とされていました)。

弁護士
増田悠作

事業者による「合理的配慮」の法的義務化

2024(令和6)年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮」の提供範囲が、雇用分野を超えて、対顧客にまで広げて義務化されました。なお、「合理的配慮」提供義務違反に対する罰則はありませんが、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができ、同報告義務に従わない場合又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処することとされています(法第12条、第26条)。



対象となる「障害者」、「事業者」とは？

同法の対象となる「障害者」は、障害の原因や種類、手帳の有無による限定はなく、障害や社会のなかにあるバリアで、日常生活や社会生活に制限を受けている人が広く該当します。また、対象の「事業者」は、事業を行うものとされており、営利・非営利、個人・法人も問われません。

「合理的配慮」とは？

「合理的配慮」の提供とは、社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があることから、このような障害のある人にとつての社会的なバリアについて、個々の場面で「取り除いてほしい」との意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています(政府広報)。

例えば、イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かな

い様子のあるときは個室等に誘導することなどが合理的配慮に当たるとされています(内閣府「対応指針」)。

反対に、イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず支援を断ることは、合理的配慮の提供義務違反に該当するとされています(同「対応指針」)。

当事者の約半数が知らない「合理的配慮」

本年9月に実施された障害者約1000名に対するアンケート調査では、障害者差別解消法自体を「聞いたこともない」が約400名、改正法が施行されたことについては、約半数が「聞いたことのない」と回答し、「詳しい内容まで知っている」と回答した方は1割にも満たなかったことが判明しています(第3回合理的配慮に関する実態調査「民間事業者による合理的配慮推進委員会」)。

まずは障害当事者が「合理的配慮」を深く理解することが重要であり、それが無ければ日々の社会生活の現場において事業者に対応を求めることができず、事業者における取り組みも広がっていきません。まずは当事者に対してどのような広報・啓発活動を行っていくかが重要な課題であるといえます。

フリーランス保護新法が 施行されました

弁護士 宮西陽子



2024年11月1日、「フリーランス保護新法」が施行されました。

働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が増えてきている、という現状を受けて制定された法律です。

この法律の目的は、「フリーランスの方と発注事業者の間の取引の適正化」と「フリーランスの方の就業環境の整備」により、「フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ること」だそうです。

この法律でいう「フリーランス」とは、「業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」です。消費者を相手にする方や従業員を使用している方は該当しません。

この法律では、フリーランスの方を相手とする事業者に対して次の義務が課せられています。

- ① 書面などによる取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 7つの禁止行為（1ヶ月以上の業務を委託した場合、受領拒否、報酬の減額、返品、買ったとき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し



④ 募集情報の的確表示

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮（6ヶ月以上の業務を委託している場合）

⑥ ハラスメント対策に関する体制整備

⑦ 中途解除等の事前予告・理由明示（6ヶ月以上の業務を委託している場合）



違反した場合、発注業者は行政の調査を受けることになり、指導・助言や必要な措置をとることの勧告、勧告に従わない場合は命令・企業名公表、命令に従わない場合は罰金、が科せられます。

契約上・仕事上のトラブルがある場合、フリーランス・トラブリー10番で、弁護士に無料で相談することができます。

フリーランスは、「労働者」と異なり、取引上の立場が保障されていませんでしたが、フリーランス保護新法により、少しでも、取引上の立場が保障され、安心して仕事ができるようになればと思います。

ただ、フリーランスという仕事が増えていくことがよいことなのかどうなのか、個人的にはモヤモヤしています。

人口減少時代の再開発

NHK取材班（NHK出版新書）

高層ビルによる再開発が全国的に進んでいる。東京が特に顕著ではあるが地方も盛んである。少子化高齢化が進み日本の人口が減っていく中で、なぜこのようなことが起きるのか、これで採算がとれるのか、市街地の復興が本当にできるのか、より豊かな生活をもたらす都市のあり方は、ということとを、取材の中から考えていくというのが本書の狙いである。

この中で、さいたま市武蔵浦和駅前事例が取り上げられている。再開発により地域の人口が増えたが、学校のキャパシティを超えてしまい公園をつぶして中高一貫の大規模校を新たに作ることにしたり、医療の逼迫の問題も起きたりしている。駅前が立派になるのはいいとして、市民生活に合わせがきているのではないかということ



ナンバノ
ホンダナ

弁護士 難波幸一の
今気になるこの一冊

とである。

本の内容そのものからは離れてしまいが、大宮区周辺でも再開発計画が目白押しである。すでに完成したもののとしては大宮駅東口駅前の「大宮門街」があるが、行ってみるとおわりのとおり、空き店舗だらけである。YouTubeで「大宮かどまち失敗と入力すると、この現状をリアルに取り上げた動画などが複数アップされている。さいたま市はここに500億円近くつぎ込んでいたのだが、これが有害無益な投資にならないという保障はない。

さらに大宮駅周辺では、西口の再開発がすでに進行中であるのに加え、東口周辺でも複数の再開発計画が策定され、都市計画決定が近々なされる可能性がある。大宮駅周辺は首都圏北部の中心として発展性があるのだ、ということなのである。ところが、他方で人口減少社会という現実を踏まえたとき、高層ビルが林立するだけの空間に本当に将来性があるのか、ここはきちとちり考える必要がある。ビルはできたがテナントが入らない、マンションは売れたが生活基盤整備が追いつかないというのでは、なんのための再開発なのかということになりかねないからである。

離婚系の事件、とても沢山受けています。得意分野です。「隣の青い芝生は無い」と断言します(笑)。家庭生活、苦しいのはあなただけではありません。悩んだらいつでもご相談下さい。

今、紛争の大きな一つが「面会交流」です。面会交流とは、夫婦が別居をしていて、子と一緒に住んでいない親が、子と交流をすることです。面会交流は、「子の福祉」に鑑みて行われなくてはならないとされていますが、この「子の福祉」は相当の意味深い。しかし、裁判所はそこまで深く読み込まない。私は、別居親側(母親も含む)、同居親側、どちらも沢山依頼者がいて、私自身も子育てをしているため、どちらの気持ちもとても良く分かり、憤ることが多々あります。

「子の福祉」に鑑みた面会交流とは、別居親側が、子を監護養育している同居親側に、しっかりと敬意を表し、同居親の要望を受け入れて、自ら対立構造を無くすこと、同居親が感じる障害を取り除き、同居親の子育ての大変さを、面会交流を通じて一緒に背負う覚悟を有すること、だと思えます。面会交流は、ただ、別居親が子と楽しい時間を過ごすだけでは無い。別居親も、子の成長を同居親と一緒に見守り、助け合い、責任を持つことこそが「子の福祉」に合った面会交流だと思います。

同居親側が安心することこそが、子ども楽しく面会交流が出来るので、別居親

熱血 弁護士 十萌子

「これは言いたい」シリーズ

面会交流の難しさ

弁護士 十萌子



は、「愛する子のために」、同居親側の面会交流への懸念事項を全て取り除く努力をすることが大事だと思います。そして、この努力が出来た別居親側には、月1回の面会交流だけではなく、別居親にも保育園や習い事の送迎や食事・宿泊を共にさせるなど、面会交流はもつと柔軟に行うべきだと考えます。そうすることによって、子が、両親から愛されていることを実感できるため、「子の福祉」に合致するからです。

しかし、裁判所では、努力している別居親に対しても、同居親が拒否しているなら、月1回以上は難しい、宿泊までは困難、となります。別居親の努力で、月1

回までは会えるようになりますが、それ以上は踏み込んでくれないのが現状です。

今の裁判所は、同居親、別居親どちらもにも大きくは踏み込まず、裁判所の「子の福祉」とは、「親子交流はすべき」「その回数 は月1回程度」「同居親は夫婦の紛争を持ち込んでダメ」で止まっている傾向にあります。

しかし、同居親と別居親が対立構造にある中での、裁判所から強制された面会交流は、同居親と子の不仲を生み出し(それを望んでいる別居親もいるほど)、最終的には、子を傷つけ、子は、面会交流を嫌がるようになります。よって、

「子の福祉」には合致しない結果になっています。逆に、別居親が、同居親にきちんと敬意を持ち、子と会うための努力をしているにも関わらず、月1回しか子に会えないため、子との距離がなかなか埋まらず、「子の福祉」に合致しない結果になっています。

また、「子は別居親に会いたいのに、別居親が会ってくれない」という相談もあります。この場合には、現時点での裁判所の通例は、別居親が会いたくないと言っている面会交流は、子の福祉に反するから別居親に面会交流の強制はしない、のだそうです。でも本当にそうでしょうか。子が、別居親に会いたいと言っているなら、裁判所は、別居親に対して「子と会いたくない」と強制して、子が別居親と会えるようにすることも子の福祉になるのではないのでしょうか。今の裁判所は、面会交流の決定に従わない同居親に対しては間接強制で金銭的負担を課して面会交流を促す制度を確立しています。それなら、会わない別居親に対しても同様の制度を確立しても良いのではないのでしょうか。

本当の「子の福祉」は何かを、深く探求し続けるべきだと強く思っています。

この度、私が司法修習を終え、新人弁護士として業務を開始してから6年間に籍させていただいた埼玉中央法律事務所を退所し、これまでお世話になった埼玉の地を離れることとなりました。

この6年間に振り返ってみると、日々の業務の中で弁護士として多様な経験をすることができ、弁護士業務の幅広さや、社会との関わりの中での重要性を改めて実感するとともに、充実した時間を過ごすことができました。法的な支援を求めて事務所に来られた方々のため、時に駆け回りながら、また未熟な自分自身にも悩み苦しみながら、よりよい解決を模索しながらいる中で、あつという間の6年間でした。

私個人としては埼玉に縁もゆかりもありません、この事務所での勤務を始めました。民事事件の証拠収集や現地調査のため、また刑事事件の被疑者・被告人との度重なる警察署で

退所のご挨拶

弁護士 鍋島 知明

の接見や被害者との示談などのために県内各地に出かけては、土地勘もなく右往左往していた1年目と比べ、少しずつ各地域のことも分かり、自分なりに色々な場所への思い入れもできてきたところであり、また、ご依頼などを通じて地域の皆様との関係も築きつつあった中で、今回事務所を離れることになったことについては、残念に思うところもございます。

しかし今後、私は、この6年間で得られた、成功もまた失敗も含んだ様々な経験や反省を私自身の人生の糧としつつ、さらに自分の視野を広げて活動していきたいと考えています。この事務所と出合い、また皆様と出会えましたことは、私にとって幸運なことであり、恵まれた環境の中で時間を過ごすことができたことに、本当に感謝しております。

6年間、誠にありがとうございました。

JR大宮駅東口 徒歩5分 埼玉中央法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地
あじせんビル4階(受付)



(埼玉弁護士会所属)

難波 幸一	青木 努	大塚 信雄	長田 淳
松苗 弘幸	久保田和志	豎 十萌子	宮西 陽子
増田 悠作	石川 智士	近藤 里沙	小内 克浩
丹野 駿吾	鍋島 知明	上原 瑞樹	

法律相談のご予約は

048-645-2026 9:00~18:00
月~金

NPO法人 子どもセンター・ピッピへ ご支援のお願い



NPO法人子どもセンター・ピッピは、居場所をなくした子どもたちを対象とした相談・支援活動事業、虐待その他の理由により行き場のない子どものためのシェルターの準備・設置 運営事業等を行い、これらの事業を通じて、子どもの権利を擁護し、子どもの福祉と健全育成に寄与することを目的としています。

子どもセンター・ピッピは、皆様からのご寄付、会員の年会費、公的援助で運営していますが、公的援助のみでは全てをまかなうことができないのが現状です。

会員登録や寄付等、居場所を失った子どもたちへのみならず、皆様のご支援とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください。



会費および寄付の振込先①

金融機関 ゆうちょ銀行
店名 〇二九(ゼロニキュウ)
店番 029
預金種目 当座預金
口座番号 0090276
口座名称 子どもセンター・ピッピ
カナ コドモセンター・ピッピ

会費及び寄付の振込先②

金融機関 埼玉りそな銀行
店名 県庁支店
預金種目 普通預金
口座番号 4717278
口座名称 (特非)子どもセンター・ピッピ
カナ トクヒ)コドモセンター・ピッピ